



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年10月15日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境室	環境保全係	加納	直通 058-272-1920 FAX 058-278-3524

本巣郡北方町^{きたがた}北方地内における土壤汚染について（第2報）

本巣郡北方町北方地内における土壤汚染については、第1報を令和7年10月3日（金）にお知らせしたところです。このことについて、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、基準超過地点から地下水の流向を考慮した半径250mの範囲内にある井戸12本の水質検査を実施したところ、すべての井戸が地下水環境基準に適合していることを確認しましたのでお知らせします。

1 周辺井戸の検査結果

〔採水日〕 令和7年10月3日（金）、6日（月）及び7日（火）

〔結果確認日〕 令和7年10月15日（水）

〔分析機関〕 県保健環境研究所

項目	検査 検体数	基準超過 検体数	検査結果 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)
ヒ素	12	0	すべて0.005未満	0.01以下

2 井戸の利用状況調査結果

検査を行った井戸のうち、飲用利用されている井戸が6本確認されました。

3 今後の対応

- （1）今回水質検査を実施した井戸の所有者に対して、検査結果をお知らせします。
- （2）土壤汚染が判明した土地を土壤汚染対策法に基づく区域に指定するとともに、事業者に対し、汚染土壤の適正な管理等を行うよう引き続き指導します。